

年発 0329 第3号
令和6年3月29日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「国民年金基金の指導監督等について」の一部改正について

「国民年金基金の指導監督等について（平成3年年発第6743号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の国民年金基金の指導について遺漏のないよう配慮されたい。

記

「国民年金基金の指導監督について（平成3年年発第6743号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

国民年金基金の指導監督について（平成30年発第6743号） 新旧対照表

新	旧
<p>2 実地監査について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地監査等の内容</p> <p>実地監査等は、実地監査及び集団指導とすること。</p> <p>① 実地監査</p> <p>ア <u>実地監査は、基金に立ち入り又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする</u>こと。なお、<u>デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合において、関係者から質問及び検査を行う職員の身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を提示するときは、オンライン会議システムの画面越しに提示する等デジタル技術を活用した方式により提示することが可能である</u>こと。</p> <p>イ 実地監査の対象基金については、毎年度、当局において決定のうへ、地方厚生局長等あて通知することとしていること。</p> <p>なお、当局が通知した基金以外の基金であっても、地方厚生局長等が特に実地監査が必要と認めた基金については、その対象とすること。</p> <p>ウ 地方厚生局長等は、当局からの通知に基づき、具体的実地監査計画を策定すること。</p> <p>エ 実地監査の結果、法第142条第1項に基づく処分または命令を行う必要があると認められた場合は、事前にその旨を当局と打合せのうへ措置すること。</p> <p>オ 実地監査の結果については、その都度、当該基金の理事長に通知するとともに、当局に「国民年金基金実地監査復命書」の写しを送付すること。</p>	<p>2 実地監査について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地監査等の内容</p> <p>実地監査等は、実地監査及び集団指導とすること。</p> <p>① 実地監査 (新設)</p> <p>ア 実地監査の対象基金については、毎年度、当局において決定のうへ、地方厚生局長等あて通知することとしていること。</p> <p>なお、当局が通知した基金以外の基金であっても、地方厚生局長等が特に実地監査が必要と認めた基金については、その対象とすること。</p> <p>イ 地方厚生局長等は、当局からの通知に基づき、具体的実地監査計画を策定すること。</p> <p>ウ 実地監査の結果、法第142条第1項に基づく処分または命令を行う必要があると認められた場合は、事前にその旨を当局と打合せのうへ措置すること。</p> <p>エ 実地監査の結果については、その都度、当該基金の理事長に通知するとともに、当局に「国民年金基金実地監査復命書」の写しを送付すること。</p>